

最高裁秘書第540号

令和3年3月1日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和3年2月22日に答申（令和2年度（情）答申第36号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和2年度（情）諮問第8号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和2年9月16日（令和2年度（情）諮詢第8号）

答申日：令和3年2月22日（令和2年度（情）答申第36号）

件名：高松高等裁判所における新型コロナウイルス感染症に関する地域の状況に応じた裁判事務の遂行について、裁判官が中心となって検討し認識を共有していく作業において作成し、又は取得した文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「高松高裁において、新型コロナウイルス感染症に関する地域の状況に応じて裁判事務をどのようにしていくかを、事件処理について責任を負う立場にある裁判官が中心となって部などの場で検討し、部の職員、庁全体で認識を共有していく作業において作成し、又は取得した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、高松高等裁判所長官が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、高松高等裁判所長官が令和2年8月19日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

令和2年7月15日付けの最高裁判所長官挨拶には、「未曾有の緊急事態の中にあって、各裁判所においては、地域の状況に応じて裁判事務をどのようにしていくかを、事件処理について責任を負う立場にある裁判官が中心となって部などの場で検討し、部の職員、庁全体で認識を共有していく作業を直ちに

実施するとともに、当事者等の関係者、関係機関・団体、地域社会等に対しては、その理解を十分得るための努力が求められることとなりました。」と記載があることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 新型コロナウイルス感染症の当初の感染拡大期には、全国の裁判所でその業務継続の範囲等の検討が行われており、高松高等裁判所においても、本件開示申出にあるような作業が行われた。しかし、地域におけるその時々の状況に応じ、裁判官が中心となって裁判事務の遂行に関して検討した内容そのものについて、例えば職員等に周知するために逐一これを文書化するまでの必要性はなく、必ずしも司法行政文書として残さなければならないものではなかったことから、本件開示申出文書は高松高等裁判所において作成又は取得していない。

念のため、高松高等裁判所において府内を探索したが、該当文書は存在しなかった。

2 苦情申出人は、令和2年7月15日付けの最高裁判所長官挨拶の内容からすれば、本件開示申出文書は存在するといえる旨主張しているが、上記挨拶は同文書の存在について何ら言及しておらず、内容も同文書の存在を前提とするものとはいえないから、本件開示申出文書の存在を裏付けるものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年9月16日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和3年1月22日 審議
- ④ 同年2月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、新型コロナウイルス感染症の当初の感染拡大期に、全国の裁判所でその業務継続の範囲等の検討が行われた際、

高松高等裁判所においても本件開示の申出にあるような作業が行われたが、裁判官が中心となって裁判事務の遂行に関して検討した内容について、職員等に周知するために逐一これを文書化するまでの必要性はなく、必ずしも司法行政文書として残さなければならぬものではなかったことから、本件開示申出文書は同裁判所において作成し又は取得していないことである。本件開示申出文書として記載された内容及び上記作業の性格を踏まえれば、同作業の過程において、司法行政文書が作成され、又は取得されていないことが不自然であるとはいえる。このことからすれば、高松高等裁判所において本件開示申出文書を作成し又は取得していないとする最高裁判所事務総長の上記説明が不合理とはいえない。

なお、苦情申出人は、令和2年7月15日付け最高裁判所長官挨拶の内容からすれば、本件開示申出文書は存在するといえる旨主張する。しかしながら、苦情申出人が指摘する箇所を含め、上記挨拶の全文を確認しても、本件開示申出文書の存在を裏付けるような記載は見当たらない。そのほか、高松高等裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、高松高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、高松高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委員長戸雅子